

見本誌の作成方法

提案する誌面案をもとに、次のとおり製本した見本誌（A4フルカラー6ページ）を作成してください。

- 1 実際の刷色（カラー4色）で作成すること。
- 2 8部提出すること（カラーコピーでも可）
- 3 全体の記事内容は、別紙2「令和8年度「あつとほうむ」編集方針」を基本とすること。

コーナー	頁数目安	内容
表紙	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー、科学、環境、自然に関するものとし、若年層にも親しみやすい内容とすること。 ・ 撮影した写真またはイラスト等により構成すること ・ ラフな構成で構わないが、テーマや色調等が分かる内容とすること ・ 「あつとほうむ」のタイトルロゴは、現在のものを使用すること。
原子力トピックス	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「あつとほうむ」228号の文字原稿を提示するので、2ページにデザイン、レイアウトすること。 ・ 見やすい配置や構成等について提案すること。
業者企画提案によるコーナー	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー、科学、環境、自然に関するものとし、仕様書「1発行目的」に沿った内容とする。 ・ コーナー名および企画内容、レイアウト、見出し等を提案すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電所の運転状況 ・ 安管協リポート 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所の運転状況、安管協リポートは228号の原稿を使用し、デザイン、レイアウトすること。 ・ クイズの企画内容、レイアウト等を提案すること。
原子力クイズ		

（注）企画が採用されても、写真や記事は再撮影・修正してもらう場合があります。

知事と原子力事業者が面談

石田知事は2月16日、就任後初めて、県内の原子力発電関係事業者（関西電力㈱、日本原子力発電㈱、日本原子力研究開発機構）のトップとの面談を県庁で行いました。

面談では、各事業者から、発電所の現状とともに、廃止措置計画や使用済燃料対策、地域振興策などの課題等に係る取り組みについて説明がありました。

説明を受けた石田知事は、各事業者の課題等に対する着実な取り組みを求めるとともに、全事業者に対し、「安全の確保」「地域住民の理解と同意」「地域の恒久的福祉の実現」の福井県原子力行政三原則を基本に、安全を最優先に各事業者の取り組みをしっかりと確認していくと述べました。

（囲み）知事が事業者に求めた主な内容

関西電力㈱

○発電所の安全対策について

- ・安全・安定運転に努め、原子力に対する県民の信頼を得ること
- ・プラントが高経年化していく中、積極的に安全への投資を継続するとともに、安全性向上への取り組みを県民に分かりやすく伝えること

○使用済燃料対策について

- ・六ヶ所再処理工場の2026年度中の竣工に向け、検査、保安規定などの今後の工程への支援も含め、全力で取り組むこと
- ・使用済MOX燃料の再処理実証研究および中間貯蔵施設の取り組みを着実に進めること

○県民・国民の理解促進について

- ・福井県の原子力発電所が、関西地域の電力需給を支え、産業振興等に貢献していることが住民に伝わるよう、消費地での理解活動に取り組むこと

○地域との共生について

- ・地域振興のための新たな寄付の仕組みを継続的に運用し、共創会議の取り組みが完遂するまで、必要な財源を十分に確保すること
- ・データセンターなどの企業誘致や、工事発注における地元企業の積極的な活用などについて、主体的、積極的に携わっていくこと

日本原子力発電㈱

○敦賀2号機の追加調査について

- ・安全最優先で進めるとともに調査・分析に正確を期すこと

○敦賀1号機の廃止措置について

- ・県民に不安を与えないよう、工程管理をしっかりと行き確実に進めること
- ・廃止措置に伴い発生する低レベル放射性廃棄物の処理について、電力事業者間でしっかりと協力し、国とも連携して対応すること

日本原子力研究開発機構

○「もんじゅ」「ふげん」の廃止措置について

- ・工程管理を徹底し、廃止措置作業を安全・着実に進めること
- ・予定されている「もんじゅ」のナトリウムや「ふげん」の使用済燃料の搬出について、万全の準備を行うこと

○新たな試験研究炉について

- ・ 早期に設置許可申請の見込み時期と、建設予定地を提示すること
- ・ 「もんじゅ」の廃止措置移行を踏まえ、試験研究炉の運転開始まで、十分な雇用の確保に努めること



原子力事業者と面談する石田知事



面談の様子



関西電力㈱の森社長（左）



日本原子力発電㈱の村松社長（中央）

日本原子力研究開発機構の小口理事長（左）

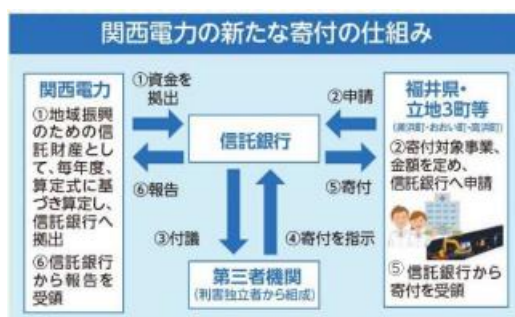
立地地域の振興に向けた新たな寄付の仕組みを運用開始

県が関西電力㈱に求めていた、原子力発電所立地地域の振興および課題解決に向けた財源の確保に関して、関西電力は1月16日、新たな寄付の仕組みの運用を開始しました。

寄付金額について、関西電力は、まず初期的な基盤財源として150億円を拠出し、毎年50億円を基準に稼働実績等に応じて算出した額を追加していくこととしており、資金の管理・運用は信託銀行が行います。

また、寄付を求める事業の申請は、県と立地3町（美浜町、おおい町、高浜町）および一部の地域団体等が行い、申請内容の適切性を弁護士や税理士、大学教授等で構成する第三者機関が審査して寄付を決定する仕組みとなります。

県は、本寄付金について「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議※1」において示された事業の財源として活用することとしており、2026年度から、立地地域における避難道路の整備や、地域医療の充実、産業・観光の振興等に関する事業に活用するよう検討を進めていくこととしています。



(囲み) ※1 「福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議」とは？

原子力発電所立地地域の20～30年後を見据えた「地域の将来像」を検討・共有し、実現に向けた取り組みを議論する会議。資源エネルギー庁が主体となり、県、立地市町、電気事業者などが参画しています。

原子力発電所周辺地域の支援対象範囲を拡大

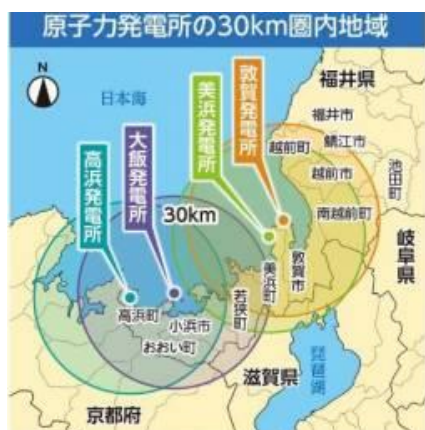
内閣府は昨年12月22日、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法※2」(以下、特措法)に基づき、原子力発電所の周辺地域として財政支援を行う自治体の対象範囲を原子力発電所の半径10km圏内から30km圏内に拡大するよう改正する通達を発出しました。

これは、東日本大震災後、避難計画の策定等が必要となる範囲が30km圏内に拡大されたのに対し、特措法に基づく財政支援の範囲には反映されていなかったことから、全国知事会等が対象範囲の拡大を求めていたものです。

この改正により、福井県内では、すでに指定されている10市町に加え、福井市と鯖江市が新たに支援対象に加わることが見込まれます。

特措法の対象地域に指定されると、道路や港湾、消防施設や学校などの整備にかかる国の補助率が50%から最大55%に引き上げられるなどの支援が受けられることとなります。

なお、財政支援の運用開始にあたっては、県による地域振興計画の改定などの手続きが必要であり、県は今後対応を進めていくこととしています。



(囲み) ※2 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」とは？

原子力発電所の周辺地域の防災に配慮しつつ、地域の振興を図ることを目的に、2001年に施行された法律。